

## 令和 5 年 度 運 動 方 針

はじめに

昨年、大正 11 年 3 月に創立され激しい糾弾闘争を繰り返し「部落」は怖いという思いを社会にまき散らして、第二次世界大戦下に消滅した全国水平社の流れを汲む「部落解放同盟」が、創立 100 年のこの機会を最大限に活用しての条例化に拍車を掛けたことで、相当数の地方公共団体からの問い合わせや相談が相次いだ。

その大半は、自由同和会はなぜ条例化に反対するのかというもので、返答としては「同和問題（部落問題）は、解決の最大の壁であった結婚差別も長きに渡っての人権教育・啓発により理解が進み大きく前進していて、既に最終段階を迎えているのが現状であると判断している。時計の針を戻すような部落問題に特化した内容や地区を再指定する必要がある部落の実態調査を含むものについて反対しているもので、あらゆる人権問題の解決のための条例には反対はしていない」と述べると、人権であれば許容されることを知り安心するようだが、続けて、5 年以内の結婚差別や就職差別の有無を尋ねれば、言葉に詰まる。

何のため、誰のための条例化なのか、大いに疑問を残すところである。部落解放同盟の条例化の柱は、平成 28 年 12 月に成立した「部落差別解消法」に私どもの反対から、「部落」の実態調査ではなく、「部落差別」の実態調査になったことで、条例化する中に「部落」の実態調査を組み入れることだと判断し、平成 30 年 5 月に開催した第 33 回全国大会で、条例化には反対の決議をした。

その理由として、①旧同和関係者だけを優遇すれば、市民感情を悪化させ、解決の過程にある同和問題の早期解決を妨げること。②部落の実態調査は、旧同和地区を再指定することになり、部落の固定化につながる。③混住が進んでいる中、実態調査のために旧同和関係者を選別することは、地域の中で平穏に暮らしている人たちに分断を持ち込むことになり、さらに、アウトティングになることである。

また、「部落差別解消法」の附帯決議にも、「部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」としていることを再確認し、今後も条例化については反対していく。

このところ部落解放同盟は、「差別禁止法」の制定を目論んでいる。差別や人権侵害をした人に反省を促すことも大事だが、もっと大事なことは糾弾することではなく、被害者の救済であり、そのための「人権擁護法案」の成立である。

「自由同和会」、「部落解放同盟」、（公社）「全国人権教育研究協議会」、「全国隣保館連絡協議会」の 4 団体で結成した「人権会議」、（平成 3 年 2 月に結成した「同和問題の現状を考える連絡会議」を改名）は「人権擁護法案」の内容に齟齬をきたし休眠状態になっているが、簡易・迅速・柔軟に人権救済ができる国家行政組織法の第 3 条機関としての「人権委員会」を中心とする、「人権擁護法案」を国民から理解される法案に見直し、成立のために、再度、「人権会議」として活動することを視野に入れた活動を行う。

「障害者差別解消法」は、平成 18 年 12 月に国連総会で採択され、平成 20 年 5 月に発効した条約を批准するために平成 25 年 6 月に制定されたもので、「差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を定めたものであり、これまで努力義務であった民間事業者の「合理的配慮の提供」は令和 3 年 5 月に改正され、国や地方公共団体等と同様に令和 6 年 4 月 1 日から義務（車いす利用者のスロープを店舗の出入り口に設置等）になるので、会員の事業者者に過重な負担がない範囲で社会的障壁を取り除く配慮を行うよう指導するとともに、事業者に対して合理的配慮を求めていく。

同法第 6 条に規定する「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」は平成 27 年の 2 月に策定公表され、各省庁においても「国等職員対応要領」と「事業者のための対応指針」が作成